

# 雫石町墓地公園条例の一部改正に伴う墓地使用权の承継手続き（フロー及び必要書類）

## 死亡承継

墓地の使用許可を受けた者が死亡した場合

- ①墓地使用权承継許可申請書（様式第7号）
- ②従前の使用者に交付された墓地使用許可証
- ③従前の使用者と承継者の関係を証する書類
- ④承継者の住民票

## 生前承継

その他規則で定める場合に該当

YES

NO

承継不可

規則第8条第1項第1～3号共通 ①墓地使用权承継許可申請書（様式第7号）、②従前の使用者に交付された墓地使用許可証、③承継者の住民票

規則で定める「どの場合」に該当するか？

### 遠隔地

- ④従前の使用者の住民票

### 高齢等

- ④次のいずれかの書類
  - ア 従前の使用者が被成年後見であることが分かる書類（審判確定証明書又は登記事項証明書）
  - イ 障害者手帳の写し
  - ウ 従前の使用者が祭祀を主宰することが困難と認められる書類。ただし、高齢による場合は、墓地使用权承継許可申請書に当該本人がその旨を自筆、署名することでこれに替える。

### その他

- ④その他町長が必要と認める書類

承継しようとする者は誰か？

### 法定相続人

- ⑤同意書（様式第8号）
- ⑥同意書に記載がある同意者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ⑦同意書に記載がある同意者の印鑑証明書

### 縁故者

- ⑧従前の使用者及び承継者の印鑑証明書

申請する者は誰か？

### 代理人

- 墓地使用权承継許可申請書（様式第7号）に必要事項等を記入、捺印、書類添付
- ⑨代理人の欄に必要事項を記載
- ⑩使用者及び代理人の実印を捺印
- ⑪使用者及び代理人の印鑑証明書を添付

### 使用者または成年後見人

- 追加の手続き及び提出書類なし